

可決等された案件(要旨)

●刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮の刑に関する規定を整理するため、関係する条例を改正するもの。

●福生市地域包括支援センターの職員及び運営に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、福生市地域包括支援センター職員の員数の基準に関する規定を整備するとともに、関係する規定を整理するため、条例を改正するもの。

●福生市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

東京都道路占用料等徴収条例の一部改正に伴い、道路占用料が改定されたことから、本条例においてもそれに準じて道路占用料の額を改定するもの。

●福生市営住宅条例の一部を改正する条例

木造市営住宅の取り壊しに伴い、戸数を変更する必要があることから、条例を改正するもの。

●令和6年度福生市一般会計補正予算(第4号)

歳入では、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額など、歳出では、障

児医療費助成事業の増などで2億775万7千円。生活保護費が主に生活扶助や医療扶助の増により6599万1千円。

また、中学校防音機能復旧(復機)事業の繰越明許費や、総合行政ネットワーク更新委託や自立相談支援業務委託など5件の債務負担行為、福東テニスコート人工芝改修工事の減額に伴う地方債の変更を行うもの。

●福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都の給与改定に準じて特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給割合を改定するため、条例を改正するもの。

●福生市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

市議会議員に支給する期末手当の支給割合を改定するとともに、令和6年12月期の期末手当の支給割合の特例を定めるため、条例を改正するもの。

●福生市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東京都の給与改定に準じて会計年度任用職員の令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めるため、条例を改正するもの。

●福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

福生市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例により一般職の職員の期末・勤勉手当の年間支給割合を引き上げると同様

に、市長等に支給する期末手当の支給割合を改定するとともに、令和6年12月期に支給する期末手当の支給割合の特例を定めるため、条例を改正するもの。

●福生市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

東京都の給与改定に準じて一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに給料表を改定するとともに、令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合の特例を定めるため、関係する二つの条例を改正するもの。

●令和6年度福生市一般会計補正予算(第5号)

給与改定等に伴う職員人件費や会計年度任用職員手当の増額、新型コロナウイルスワクチン接種を受けたことにより健康被害が生じた方に医療手当等の給付金を給付するに当たり、歳入歳出それぞれ1億4582万2千円を追加し、予算総額を378億6011万3千円とするもの。

手当の増額に係るものとして、国庫補助金が1万2千円と委託金が15万6千円。都補助金が主に会計年度任用職員手当の増額に係るものとして88万5千円。また、一般財源の不足を補うため財政調整基金を1億3千万円繰り入れる。

歳出では、令和6年度の給与改定等に伴い、議会費から教育費においてそれぞれ職員人件費、会計年度任用職員手当を増額。また、それに伴い会計年度任用職員等社会保険料も増額し、合計1億3459万2千円。令和6年度の給与改定は、一般職の給料表は平均2.92%のプラス改定となり、特別給の支給月数は現行の4.65か月から4.85か月に0.2か月の引き上げ。再任用職員は2.45か月から2.55か月に0.1か月の引き上げ。また、市長等の三役の特別職の期末手当、市議会議員の期末手当、会計年度任用職員手当、会計年度任用職員

●人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

任期満了となる島田しのお氏を引き続き人権擁護委員として法務大臣に推薦することに異議ない旨を答申するもの。

●福生市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮の刑に関する規定を整理するため、条例を改正するもの。

●福生市選挙管理委員会委員の選挙

議会の選挙により、岩崎澄雄氏、原紀子氏、春日廣信氏、西敏彦氏の4名を選出。(指名推薦)

●福生市選挙管理委員会委員補充員の選挙

議会の選挙により、早田大作氏、厚谷まゆみ氏、塚原悦子氏、山崎源太氏の4名を選出。(指名推薦)

陳情

結論の付いた陳情は次のとおりです。

◆不採択
○指定管理者の疑義解明を求める陳情書(6・7号)
(不採択理由)
指定管理者制度を適正に運用しており、疑義解明の必要性が認められないことから、意に沿い難い。
○開発道路の疑義解明を求める陳情書(6・8号)
(不採択理由)
陳情の趣旨について、福生市では適正に扱われており、疑義を認められないことから、意に沿い難い。

討論

●福生市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
反対
この条例改正は、人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与改定に併せて市議会議員に支給する期末手当の支給割合を引き上げるというものであり、議員報酬や特別職の給料については福生市特別職報酬等審議会にて審査、勧告を受けなければならないことになっているが、期末手当についてはその対象に含まれていないため、多くの市民が苦しい生活状況にある中で、市民の代表である我々議員の期末手当を今上げることに限っては、市民の理解が得られるとは考えられないこと。

一方で、議員報酬が現状で十分だと認識しているわけではなく、若者世代が立候補しようと思うには十分な水準だと考えており、一日も早く市民全体の暮らしが向上し、堂々と引き上げを審議できるようにするために、市民の暮らしを守る市政の充実に努力する必要があります。何より大きな責任を持つ国政において市民の暮らしに優しい政治に転換することが求められていることから、本案に反対する。

議員報酬は、市民の貴重な税金で賄われており、報酬の増額は市民の理解と信頼を得るには、時期尚早だと考えていること。
物価高騰や経済の不安定化により、市民の生活は大変難しく、特に中小企業や家庭は増大するコストに直面し、多くの市民が生活のやりくりで苦労していること。

市民が苦しいときにこそ、政治家は率先して身を切る姿勢を示すべきで、市民の代表である政治家は、市民の生活の向上が明らかになるまでは報酬の引き上げを行うべきではなく、本市の財政は依然として厳しい状況であると理解しており、限られた財源は教育、福祉、インフラ整備といった市民生活に直結する課題に最優先して活用すべきであること。
報酬引き上げの根拠となっていない人事院勧告は、団体交渉権やストライキ権が制限される公務員のために設置された制度であり、それが政治家に適用される正当性は大変乏しいと考えていることなどから、本案に反対する。

